

公益財団法人児童育成協会 御中

こども家庭庁成育局保育政策課
認可外保育施設担当室

令和 8 年度における企業主導型保育事業の変更点等について（続報）

令和 8 年度の企業主導型保育事業（以下「本事業」という。）について、令和 7 年度からの変更点等として予定している内容を、令和 7 年 12 月 23 日の事務連絡により通知したところです。

その後の検討が進んだ点等も含めて、現時点での予定している内容を上記事務連絡に加えて追加でお知らせします。

なお、令和 8 年度の本事業の実施に係る予算案については、現時点で成立しておらず、国会審議中である点を申し添えます。

記

1 変更予定の内容

(1) 認可保育所等に関する改正を踏まえたもの

① 職員の配置の充実（1 歳児）

保育士 1 人あたりのこどもの人数を、1 歳児：6 人→5 人とする加算措置を検討します。

※ 加算の申請要件については、認可並びの基準を設定。

② 保育補助者雇上強化加算

対象となる保育補助者の平均経験年数に対応し、加算基準額を改正することを検討します。

【追加】

保育補助者の平均経験年数の区分は、「3 年未満」、「3 年～7 年未満」、「7 年以上」とする予定です。

③ 預かりサービス加算

預かりサービス加算（一般型）の加算単価を引き上げるとともに、年間延べ人数 300 人未満の基準額について細分化を検討します。

【追加】

年間延べ利用児童数の区分について、「50 人未満」、「50～100 人未満」、「100～200 人未満」、「200～300 人未満」を新設する予定です。

④ 医療的ケア児保育支援加算

園外活動移動支援のための経費を対象とする加算措置を検討します。

【追加】

・ 1 施設当たり 年額 40,000 円

⑤ 基本分単価における定員区分の細分化

認可保育所等における公定価格の定員区分の細分化を踏まえ、基本分単価における定員区分の細分化を検討します。

【追加】

認可保育所等と同様に、5人単位の区分とする予定です。

⑥ 処遇改善等加算の改正

認可保育所等における処遇改善等加算の一本化を踏まえ、処遇改善等加算Ⅰ～Ⅲについて見直しを検討します。

【追加】

処遇改善等加算の一本化は令和8年度から実施予定ですが、令和8年度中は猶予期間として、給与規程等の所要の改正や、処遇改善等加算の改正（一本化）に伴う「令和8年度中に実施予定の賃金改善の計画」について事前に誓約することで、監査での指摘等も行わない予定です。

(2) 近年の社会的ニーズや足元の物価高の影響等を踏まえたもの

① 運営継続支援臨時措置の実施（令和8年度のみ）

足元の物価高に対応する目的で、認可保育所等に準じた措置を検討します。

【追加】

助成申込の承認を受けた上で、令和8年4月1日時点で事業を実施している施設を対象に、

- ・定員19人以下の施設 年額 50,000 円
- ・定員20人以上の施設 年額 100,000 円

の措置を行う予定です。

② 保育体制強化加算の創設（保育支援者の配置）

保育士の業務負担の軽減を図るため、保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行うことを検討します。

【追加】

加算額は月額100,000円を上限とし、保育士資格を有しない者であって、令和8年4月1日以降に次の業務に従事する者として新たに雇用した場合に加算対象とする予定です。

- ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃
- イ 給食の配膳・あとかたづけ
- ウ 寝具の用意・あとかたづけ
- エ 児童の園外活動時の見守り等
- オ その他、保育士の負担軽減に資する業務

(3) 令和7年人事院勧告を踏まえた処遇改善

令和7年人事院勧告を踏まえ、基本分単価等を改正します。

(4) 認可保育所等における取扱いを踏まえた考え方の整理

① 人事院勧告を踏まえた処遇改善関係

人事院勧告を踏まえた処遇改善は、公定価格の改定率と同じ考え方により基本分単価等へ反映を行っています。その改定部分につきましては、都度、保育士等への給与に反映していただいているものと承知していますが、改定趣旨に鑑み、漏れのないように反映することとさせていただきます。

今後、認可保育所等における「子ども・子育て支援情報公表システム（ここ de サーチ）」に準じた形で各施設における人件費比率や給与のモデルケースの公表を検討しています。

② 処遇改善等加算と最低賃金との関係

企業主導型保育事業の基本分単価における人件費は、基本的に国家公務員給与に準拠して単価反映を行っており、処遇改善等加算（Ⅰ～Ⅲに限らず）は、保育士等の処遇改善を図り、保育の質の向上および人材の確保・定着を目的とした『（給与の）上乘せの制度』となります。

他方、最低賃金法は、労働者の賃金の最低限を保障することにより労働者の生活の安定等に資することを目的としているものです。したがって、処遇改善等加算の加算により地域別最低賃金を満たす（上回る）といった運用は想定していません。現時点で上記のような運用をされている施設がある可能性はありますが、今後は本件事務連絡内容に基づき対応することとさせていただきます。

(5) 積立資産の取扱いに関する見直し

企業主導型保育事業における積立資産については、安定した施設運営を確保するため、運営費の助成金の範囲内で、①人件費積立資産、②備品等購入積立資産、③修繕積立資産、④保育所施設・設備整備積立資産の4費目について積立を認めているところです。今後、下記2.の取扱いを行うことに合わせ、積立資産の計画的な運用と柔軟化を図る観点から積立資産の運用を次のとおり見直すことを検討していますので、あらかじめお知らせします。

- ・積立資産の累計額の上限及び単年度積立限度額の設定
- ・項目別の管理は廃止するとともに、費目を3項目に変更
(①人件費積立資産、②備品等購入積立資産、③修繕積立資産)
- ・費目別の管理を廃止し、累計上限の範囲内で積立を可能とする

その上で、既に累計額の上限を超えることとなる施設については、一定の猶予期間を設けて適正化を求めることとする予定です。詳細については、追ってお知らせいたします。

【追加】

累計積立上限額は「前年度の助成決定額の30%まで」、単年度の積立上限額は「当該年度の助成決定額の5%まで」とし、猶予期間は令和12年度末までの5年間とします。

2. 意向調査を踏まえた施策について

10月に実施した意向調査を踏まえ、以下の施策について検討を進める。

(1) 事業開始から経過年数10年を超える施設に対する施策

- ・他事業への転用について

10年経過後（注）の事業者が、当該施設を放課後児童クラブや小規模保育事業など特定の事業用途（※「別表1（案）」参照）に転用する際に、助成金の返還等の条件を付さずに財産処分を承認することを検討しています。（注）休止期間は経過年数に含みません。

- ・事業の廃止・取壊しについて

10年経過後の事業者が、財産処分（廃止）を希望する際に、以下の①～③の要件を満たした上で、施設の廃棄又は取壊しを条件に、助成金の返還等の条件を付さずに財産処分を承認することを検討しています。

- ① 設置企業の財務状況により事業継続が困難。
- ② 転用および事業譲渡が不調。
- ③ 自治体から財産処分（廃止）について支障がない旨の意見であることの確認が取れている。

(2) 全ての施設に対する施策

・施設定員の変更について

利用需要に合わせた効率的な施設運営を実現するため、施設定員について一定の要件の下での減員（令和 9 年 1 月以降実施予定※）と、増員（令和 9 年度中に実施予定※）を可能とする方向で検討しています。

※ 申請時期等の詳細については、確定次第、改めてご案内する予定です。

【検討中の要件】

- ・在籍児童数以下への減員は不可。
- ・全施設の増員総数は、前年度の事業全体の総減員数を上限。
- ・増員する際は、増員前年度従業員枠の充足率の年間平均が 50%を超えていること。
- ・原則、変更後 3 年間は更なる定員変更は不可。

※補足 上記は現時点での検討案（抜粋）です。

・新たな制度への対応について

令和 8 年度から本格実施が予定されている「こども誰でも通園制度」をはじめ、特定の事業用途（※「別表 2（案）」参照）に施設の一部を活用（一部転用）する場合に、整備費補助金の返還を要しないこととする措置を検討しています。

【追加】

「2. 意向調査を踏まえた施策」に係る財産処分申請等の詳細な流れにつきましては、引き続き細部を検討中のため、別途通知します。

3. 今後の予定と問い合わせについて

本件内容は、次年度以降の運用の検討に対し、本事業の実施機関および実施事業者が円滑な準備を進めるため、早期に情報提供するものです。各施策の適用に関する具体的な要件や申請手続き等については、予算成立の過程で変更となる可能性がありますのでご承知おきください。

また、詳細につきましては、確定次第、改めてご案内しますので、本件に関する照会等は控えてください。

以 上